

あげおし  
上尾市の

# かいごほけんせいど 介護保険制度

～やさしい日本語版～  
にほんごばん



あげおし  
上尾市

こうれいかいごか  
高齢介護課

(はじめに)

いま <sup>にほん</sup>日本は、65才以上の <sup>さいいじょう</sup>おとしよりが とても たくさん <sup>す</sup>住む社会に <sup>しゃかい</sup>なろうと しています。おとしよりが <sup>ふ</sup>増えると、毎日の <sup>まいにち</sup>生活 ( <sup>せいかつ</sup>食べること、<sup>た</sup>お風呂に <sup>ふろ</sup>入ることなど ) を することが <sup>ひと</sup>おずかしくなる人も <sup>ふ</sup>増えます。すると、その <sup>ひと</sup>人たちの <sup>せいかつ</sup>生活を <sup>たす</sup>助ける (これを「<sup>かいご</sup>介護」といいます) <sup>かぞく</sup>家族の <sup>ふたん</sup>負担が <sup>ふ</sup>増えます。

<sup>かいご</sup>介護が <sup>ひつよう</sup>必要になった <sup>ひと</sup>人の <sup>かぞく</sup>家族の <sup>ふたん</sup>負担を へらし、みんな <sup>たす</sup>で 助ける <sup>しく</sup>仕組み (これを「<sup>せいど</sup>制度」といいます) として、「<sup>かいごほけんせいど</sup>介護保険制度」が <sup>ねん</sup>2000年に はじまりました。

<sup>かいごほけんせいど</sup>介護保険制度は、<sup>にほん</sup>日本に <sup>ひと</sup>すんでいる人みんなの <sup>ため</sup>の <sup>せいど</sup>制度なので、<sup>がいこくじん</sup>外国人も <sup>ふく</sup>含まれます。上尾市には <sup>あげおし</sup>外国人が <sup>おほ</sup>多く <sup>すん</sup>でいます。ですから、<sup>かいご</sup>介護を受ける <sup>う</sup>外国人も <sup>かいご</sup>介護をする <sup>がいこくじん</sup>外国人も <sup>おほ</sup>多いと <sup>かんが</sup>考えています。

そこで、<sup>あげおし</sup>上尾市では、みなさんが <sup>かいごほけんせいど</sup>介護保険制度と <sup>かいごほけん</sup>介護保険 <sup>し</sup>サービスを <sup>し</sup>知ることが <sup>できる</sup>ように、なるべく <sup>かんたん</sup>簡単な <sup>にほんご</sup>日本語で <sup>つく</sup>パンレットを 作りました。

あなたの 「なるほど！」に つながれば うれしいです。

## <目次>

01. <sup>かいごほけんせいど</sup> 介護保険制度とは なんですか？
02. <sup>だれ</sup> 誰が <sup>かいごほけん</sup> 介護保険に <sup>はい</sup> 入ることが できますか？
03. <sup>がいこくじん</sup> 外国人も <sup>かいごほけん</sup> 介護保険に <sup>はい</sup> 入りますか？
04. なぜ <sup>ほけんりょう</sup> 保険料を <sup>はら</sup> 払いますか？
05. <sup>ほけんりょう</sup> 保険料は <sup>いくら</sup> いくら <sup>はら</sup> 払いますか？
06. <sup>かいご</sup> 介護サービスを <sup>つか</sup> 使うには どうしますか？
07. どんな <sup>かいご</sup> 介護サービスが ありますか？
08. どの <sup>かいご</sup> 介護サービスを <sup>つか</sup> 使えばよいですか？
09. <sup>かいご</sup> 介護サービスを 使うときに <sup>かね</sup> お金は  
いくらかかりますか？
10. あなたが <sup>はら</sup> 払う <sup>かね</sup> お金が <sup>おお</sup> 多くなったとき  
どうしますか？
11. わからないことが あったら、<sup>あげおし</sup> 上尾市に きいてください！

# 1. 介護保険制度とは 何ですか？

● 介護保険制度は、介護が必要なおとしよりや病気の人を助ける仕組みです。

・ 介護保険料を払う (くわしくは p.3~4)

・ 要介護認定を申し込む (くわしくは p.5)

あげおしやくしよ  
上尾市役所

かにゆうしゃ  
加入者 (あなた)  
(40才以上の人)

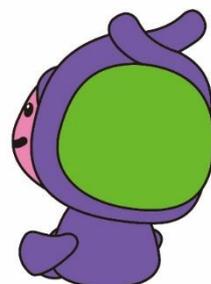
・ 申込結果を知らせる

・ 介護サービスをする (くわしくは p.6~7)

・ 介護費用を払う  
(介護サービスを使ったとき  
にあなたが払うお金の一部を  
上尾市が払います)

・ 介護サービスにかかったお金 (一部) を払う (くわしくは p.7~8)

かいごじぎょうしよ  
介護事業所  
(介護サービスをする場所)



## 2. 誰が 介護保険に 入ることが できますか？

● 40才以上の人は、みんな入ります。

○加入者（40才以上の人）は、介護が必要になったら、上尾市へ要介護認定（どのくらい介護が必要か調べること）を申し込みします。調べた結果によって介護サービスを使うことができます。

○加入者は、①、②にわかれます。

① 65才以上の人（第1号被保険者といいます）

介護が必要になって、要介護認定を申し込むと、介護サービスを使うことができます。

② 40才～64才までの人（第2号被保険者といいます）

一部の病気が理由で介護が必要になって、要介護認定を申し込むと、介護サービスを使うことができます。

○介護保険に入ったら、介護保険料を払います。

## 3. 外国人も 介護保険に 入りますか？

● 外国人も、40才以上の人みんな入ります。

○外国人も、介護保険に入ることができ、サービスを使えます。

○ただし条件があり、3か月より長く在留（日本で生活）する40才以上の人が対象です。

## 4. なぜ 保険料を 払いますか？

● 介護が 必要な人や、これから サービスを 使う人を  
みんなで助けるために、保険料を 払います。

○ 介護保険に必要なお金は、「みんなで助ける」ために、税金が50%と保険料が50%でできています。ですから、あなたが払う保険料は大切な資金源（使えるお金）となります。

みんなで助けるために、介護保険サービスを使う人だけでなく、使わない人も払います。

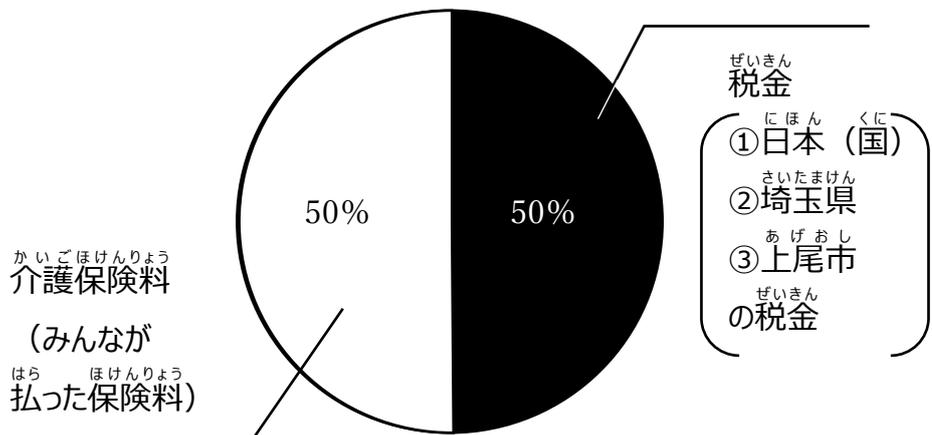
払った保険料は、

① 介護保険制度を使う人への給付（お金を出すこと）

② 介護保険制度の維持（いつでもみんなが使うことができるように）

に使われています。あなたがサービスを使わなくても、これらに使っているため、保険料は返しません。

介護保険の運営資金（介護保険で使うお金がどこから出るか）



保険料は大事な運営  
資金なんだね



## 5. 保険料は いくら 払いますか？

● 前の年にもらった給料や年金などで決まります。

### ① 65才以上の人（第1号被保険者）の場合

もらった給料や年金などで計算します。上尾市では13種類にわかれています。

#### 例

- ・あなたと家族みんなが市民税非課税（上尾市に住んでいる人が払う税金を払わなくていい人）で、給料や年金などあなたがもらったお金の合計が80万円以下なら、1年間で21,500円払います。
- ・あなたが市民税課税（上尾市に住んでいる人が払う税金を払っている人）で、給料や年金などあなたがもらったお金の合計が120万円より少ないなら、1年間で90,700円払います。

### ② 40才～64才の人（第2号被保険者）の場合

あなたが入っている医療保険で決まります。

#### 医療保険とは

みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行く人を助ける制度です。

#### 医療保険には

- ・国民健康保険：会社の医療保険に入っていない人が入る医療保険
- ・社会保険：会社に入っている人の医療保険

などがあります。

## 6. 介護サービスを 使うには どうしますか？

● サービスを 使うには、「要介護認定」を 申し込みます。

要介護認定で どのくらい 介護が必要か 調べないと、

サービスを 使うことが できません。

○ 要介護認定を申し込むにはどうしますか。

1. 上尾市に相談してください。
2. 上尾市が、あなたがどんな様子かを聞きます。
3. 上尾市が、集めた情報から要介護認定（どのくらい介護が必要か調べること）を決めます。
4. 上尾市が、あなたに結果を知らせる紙を送ります。

○ 要介護認定の結果は、要介護度（どのくらい助けが必要か）によって、7種類にわかれます。

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

(助けが少ない)

(助けが多い)

○ 要介護認定がなくても、使えるサービスはあります。上尾市高齢介護課にきいてください。

サービスを使うには、要介護認定  
が必要なんだね



## 7. どのような <sup>かいご</sup> 介護サービスが ありますか？

●なにを したいか、どこで サービスを <sup>つか</sup> 使うかで <sup>ちが</sup> 違います。

① <sup>じたく</sup> 自宅（<sup>います</sup> 今住んでいる家）に <sup>いえ</sup> 来て（<sup>き</sup> これを <sup>ほうもん</sup> 訪問 <sup>かいご</sup> といひます） <sup>う</sup> 介護を受けたい

- ・ <sup>ほうもん</sup> 訪問 <sup>かいご</sup> 介護： <sup>いえ</sup> 家で <sup>たす</sup> ごはんや <sup>たす</sup> そうじなどを <sup>たす</sup> 助けるサービスです。
- ・ <sup>ほうもん</sup> 訪問 <sup>かんご</sup> 看護： <sup>いえ</sup> 家で <sup>かんご</sup> 看護師が <sup>たす</sup> けがを <sup>たす</sup> なおす <sup>かんご</sup> 助け（これを <sup>かんご</sup> 看護 <sup>かんご</sup> といひます）をするサービスです。

② <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>い</sup> に行って（これを <sup>つうしょ</sup> 通所 <sup>りよう</sup> といひます） <sup>りよう</sup> 利用したい

- ・ <sup>つうしょ</sup> 通所 <sup>かいご</sup> 介護： <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>い</sup> に行きます。 <sup>かいご</sup> 介護 <sup>う</sup> を受け、 <sup>いえ</sup> 家に <sup>かえ</sup> 帰るサービスです。
- ・ <sup>つうしょ</sup> 通所 <sup>り</sup> リハビリ <sup>ていしよん</sup> テーション： <sup>じたく</sup> 自宅で <sup>せいかつ</sup> 生活 <sup>う</sup> できるように、 <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>う</sup> で <sup>う</sup> 受けるサービスです。

③ <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>すこ</sup> に <sup>きかん</sup> 少しの <sup>たんきにゆうしょ</sup> 期間 <sup>りよう</sup> 泊まって（これを <sup>りよう</sup> 短期 <sup>りよう</sup> 入所 <sup>りよう</sup> といひます） <sup>りよう</sup> 利用したい

- ・ <sup>たんきにゆうしょ</sup> 短期 <sup>せいかつ</sup> 入所 <sup>かいご</sup> 生活 <sup>かいご</sup> 介護： <sup>しせつ</sup> ショート <sup>と</sup> ステイ <sup>かいご</sup> といひます。 <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>と</sup> に <sup>かいご</sup> 泊 <sup>う</sup> まって <sup>う</sup> 介護 <sup>う</sup> を <sup>う</sup> 受けるサービスです。
- ・ <sup>たんきにゆうしょ</sup> 短期 <sup>せいかつ</sup> 入所 <sup>かいご</sup> 療養 <sup>かんご</sup> 介護： <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>と</sup> に <sup>かいご</sup> 泊 <sup>かんご</sup> まって <sup>う</sup> 介護 <sup>う</sup> と <sup>う</sup> 看護 <sup>う</sup> を <sup>う</sup> 受けるサービスです。

④ <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>す</sup> に <sup>す</sup> 住みたい

- ・ <sup>とくべつ</sup> 特別 <sup>ごろうじん</sup> 養護 <sup>じん</sup> 老人 <sup>す</sup> ホーム： <sup>じたく</sup> 自宅で <sup>かいご</sup> 介護 <sup>ひと</sup> できない <sup>す</sup> 人が <sup>す</sup> 住 <sup>しせつ</sup> む <sup>す</sup> ことができ <sup>しせつ</sup> る <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>す</sup> です。
- ・ <sup>かいご</sup> 介護 <sup>ほけん</sup> 老人 <sup>しせつ</sup> 保健 <sup>しせつ</sup> 施設： <sup>じたく</sup> 自宅 <sup>かえ</sup> に <sup>しせつ</sup> 帰 <sup>す</sup> る <sup>せいかつ</sup> ため、 <sup>しせつ</sup> 施設 <sup>す</sup> に <sup>せいかつ</sup> 住 <sup>たす</sup> んで <sup>くねん</sup> 生活 <sup>たす</sup> を <sup>くねん</sup> 助 <sup>くねん</sup> ける <sup>くねん</sup> 訓練 <sup>くねん</sup> を <sup>くねん</sup> する <sup>くねん</sup> サービス <sup>くねん</sup> です。

⑤ <sup>せいかつ</sup> 生活 <sup>かんきょう</sup> 環境 <sup>せいかつ</sup> （<sup>じたく</sup> 生活 <sup>とどの</sup> する <sup>とどの</sup> 自宅） <sup>とどの</sup> を <sup>とどの</sup> 整 <sup>とどの</sup> えたい

- ・ <sup>ふくし</sup> 福祉 <sup>ぐたい</sup> 用具 <sup>くま</sup> 貸与： <sup>て</sup> 車 <sup>て</sup> い <sup>て</sup> す <sup>て</sup> や <sup>て</sup> 手 <sup>て</sup> す <sup>て</sup> り <sup>て</sup> など <sup>かいご</sup> 介護 <sup>つか</sup> に <sup>つか</sup> 使う <sup>つか</sup> もの <sup>つか</sup> を <sup>つか</sup> 借 <sup>つか</sup> り <sup>つか</sup> る <sup>つか</sup> こ <sup>つか</sup> と <sup>つか</sup> が <sup>つか</sup> でき <sup>つか</sup> ます。
- ・ <sup>きたく</sup> 居 <sup>かい</sup> 宅 <sup>じゆう</sup> 介護 <sup>たく</sup> 住宅 <sup>かいしゅう</sup> 改修： <sup>じたく</sup> 自宅 <sup>て</sup> に <sup>て</sup> 手 <sup>て</sup> す <sup>て</sup> り <sup>て</sup> を <sup>て</sup> 付 <sup>て</sup> ける <sup>て</sup> と <sup>て</sup> き <sup>て</sup> など <sup>て</sup> に <sup>て</sup> 払 <sup>て</sup> う <sup>て</sup> お <sup>て</sup> 金 <sup>て</sup> の <sup>て</sup> 一 <sup>て</sup> 部 <sup>て</sup> を <sup>て</sup> 上 <sup>て</sup> 尾 <sup>て</sup> 市 <sup>て</sup> が <sup>て</sup> 払 <sup>て</sup> います。

## 8. どの 介護サービスを 使えば よいですか？

- どのような サービスを 使うか、ケアマネジャーに 相談して 決めましょう。

○ ケアマネジャーは、あなたの 考えや 体の状態 にあった サービスを使うことができるように、考えてくれる人です。みなさんはケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。

いろいろなサービスがあるから、相談して決めよう



## 9. 介護サービスを 使うときに お金は いくら かかりますか？

- 介護サービスを 使ったときに 事業所に 払う お金の 10%～30%を あなたが 払います。

○ 自己負担割合額（あなたが介護サービスを使ったときに、事業所に払うお金のなかで、あなたがいくらお金を払うか）は、収入（年金や給料でどのくらいお金をもらったか）によって決まります。

介護保険負担割合証（要介護認定の結果といっしょに上尾市が送ります。あなたがどのくらいお金を払うか書いた紙です。みどり色です。）を見てください。

○ あなたが介護サービスで使うことができるお金（これを限度額といいます）は、要介護度がいくつかによって決まります。介護サービスをたくさん使い、上尾市があなたに払うお金より多く事業所に払うときは、多く払うお金は自己負担（あなたがお金を払うこと）になります。

# 10. あなたが <sup>はら</sup>払う <sup>かね</sup>お金が <sup>おお</sup>多くなったとき どうしますか？

● <sup>じ こ ふ た ん</sup>自己負担の <sup>げ ん ど が く</sup>限度額を <sup>こ</sup>超えたとき（あなたが <sup>かい ご</sup>介護

サービスで <sup>つか</sup>使うことが <sup>か</sup>できる <sup>かね</sup>お金よりも <sup>た く さ ん</sup>たくさん

<sup>かね</sup>お金を <sup>はら</sup>払うとき）は、<sup>た く さ ん</sup>たくさん <sup>はら</sup>払った分を、<sup>あ と で</sup>あとで

<sup>あげ お し</sup>上尾市が <sup>はら</sup>あなたに <sup>はら</sup>払います。

○あなたが1か月の中で使った介護サービス費（介護サービスを使ったときに払うお金のこと）の自己負担割合額の合計（「9. お金はいくらかかりますか？（p.7）」に書いてあります。あなたが払うお金ぜんぶのこと）がたくさんになり、自己負担の限度額を超えたときは、たくさん払った分をあとから<sup>あげおし</sup>上尾市があなたに払います。

# 11. わからないことが あったら、<sup>あげおし</sup>上尾市に きいてください！

○このパンフレットで話したことは、<sup>かいごほけんせいど</sup>介護保険制度の一部です。

わからないことがあったら、<sup>あげおし</sup>上尾市にきいてください。



発行：<sup>はっこう</sup>上尾市健康福祉部 <sup>かいごほけんせいど</sup>高齢介護課

〒362-8501 <sup>あげおしほんちょうさんちょうめ</sup>上尾市本町三丁目1番1号

TEL.048-775-5124 FAX.048-776-8872